

人事委員会 年報

令和5年度

堺市人事委員会

目 次

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 第 1 | 委員会 | 1 |
| 1 | 委員 | 1 |
| 2 | 令和 5 年度の開催状況 | 1 |
| 3 | 委員会の審議内容 | 1 |
| 第 2 | 事務局 | 10 |
| 1 | 組織 | 10 |
| 2 | 事務分掌 | 10 |
| 3 | 予算 | 11 |
| 第 3 | 職員の任用 | 12 |
| 1 | 採用 | 12 |
| 2 | 昇任 | 17 |
| 第 4 | 職員の給与等に関する報告及び勧告 | 18 |
| 第 5 | 条例の制定、改廃に対する意見 | 22 |
| 第 6 | 公平審査等 | 24 |
| 1 | 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 24 |
| 2 | 不利益処分に関する審査請求の状況 | 24 |
| 3 | 苦情処理 | 25 |
| 第 7 | 職員団体の登録 | 26 |
| 第 8 | 労働基準監督機関としての職権行使等 | 27 |
| 1 | 労働基準法の号別区分 | 27 |
| 2 | 職権行使状況 | 28 |
| 第 9 | 人事委員会規則の制定、改廃 | 29 |

第1 委員会

1 委員

| 職名 | 氏名 | 任期 | 備考 |
|------------------|-------|---------------------------|--|
| 委員長 | 酒井 貴子 | 令和3年1月6日から 令和7年1月5日まで | 大学教授 再任 (当初就任 H25. 1. 6 委員長就任 R2. 7. 8) |
| 委員 (委員長職務代理者) | 島田 睦史 | 令和6年1月6日から 令和10年1月5日まで | 弁護士 再任 (当初就任 R2. 1. 6) |
| 委員 | 角谷 景司 | 令和4年1月6日から 令和8年1月5日まで | 元会社顧問 再任 (当初就任 R2. 7. 1) |

2 令和5年度の開催状況

| 開催年月 | 定例会 | 臨時会 | 計 |
|---------|-----|-----|----|
| 令和5年 4月 | 2 | 0 | 2 |
| 5月 | 1 | 0 | 1 |
| 6月 | 2 | 0 | 2 |
| 7月 | 1 | 0 | 1 |
| 8月 | 3 | 0 | 3 |
| 9月 | 3 | 0 | 3 |
| 10月 | 1 | 0 | 1 |
| 11月 | 3 | 0 | 3 |
| 12月 | 1 | 2 | 3 |
| 令和6年 1月 | 2 | 0 | 2 |
| 2月 | 2 | 0 | 2 |
| 3月 | 4 | 0 | 4 |
| 合計 | 25 | 2 | 27 |

3 委員会の審議内容

令和5年度における本委員会の議事は、次のとおりである。

| | 開催年月日 | 議 題 等 |
|------------|-----------|---|
| 第1回 定例会 | R5. 4. 13 | 議 案 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 報 告 1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の |

| | | |
|------------|---------|---|
| | | <p>規定による採用選考の実施結果について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第2回 定例会 | R5.4.28 | <p>議 案</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験に係る年間計画の変更について</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>2 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>3 令和5年職種別民間給与実態調査について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第3回 定例会 | R5.5.25 | <p>議 案</p> <p>1 堺市職員の昇任選考合格の効力についての廃止及び堺市職員の昇任選考合格の効力に関する基準の制定について</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案</p> <p>その他</p> |
| 第4回 定例会 | R5.6.6 | <p>議 案</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験第一次試験合格者の決定について（5月）</p> <p>2 令和5年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について（5月）</p> <p>3 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施通知について</p> |

| | | |
|------------|---------|---|
| | | その他 |
| 第5回 定例会 | R5.6.28 | <p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度堺市職員採用試験（資格免許職、任期付職員）合格者（最終）の決定について（5月） 2 令和5年度堺市職員採用試験・選考の実施について（9月） 3 令和5年度堺市職員職種変更試験の実施について（9月） <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則に基づく報告について 2 不利益処分該当事象について 3 職員団体登録事項変更届出について <p>協 議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案 <p>その他</p> |
| 第6回 定例会 | R5.7.26 | <p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度堺市職員採用試験・選考（大学卒程度（事務））第二次試験合格者の決定について 2 令和5年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）の決定について（5月） <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分該当事象について <p>協 議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案 3 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案 <p>その他</p> |
| 第7回 定例会 | R5.8.18 | <p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度堺市職員採用試験・選考（大学卒程度（事務））第三次試験合格者（最終）の決定について 2 令和5年度堺市職員採用試験・選考の実施について（10月） <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について 2 不利益処分該当事象について <p>協 議</p> |

| | | |
|-------------|---------|--|
| | | <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他</p> |
| 第8回 定例会 | R5.8.25 | <p>報 告 1 不利益処分該当事象について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他</p> |
| 第9回 定例会 | R5.8.31 | <p>協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案 その他</p> |
| 第10回 定例会 | R5.9.6 | <p>協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他</p> |
| 第11回 定例会 | R5.9.13 | <p>報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他</p> |
| 第12回 定例会 | R5.9.20 | <p>議 案 1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施通知について 2 不利益処分該当事象について 3 職員団体登録事項変更届出について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他</p> |
| 第13回 定例会 | R5.10.4 | <p>議 案 1 令和5年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（9月） 2 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> |

| | | |
|-------------|----------|--|
| | | <p>3 堺市職員昇任選考基準等の一部改正について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>3 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づく報告について</p> <p>4 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案</p> <p>その他</p> |
| 第14回 定例会 | R5.11.10 | <p>議 案</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験・選考（任期付職員）第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和5年度堺市職員採用試験・選考の実施について（1月）</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>2 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第15回 定例会 | R5.11.15 | <p>議 決</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験（社会人（事務）、社会人【就職氷河期世代等】（事務））第二次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和5年度堺市職員採用試験・選考の実施について（1月）</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第16回 定例会 | R5.11.22 | <p>議 案</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）の決定について（9月）</p> |

| | | |
|-------------|----------|--|
| | | <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第17回 定例会 | R5.12.8 | <p>議 案</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験（社会人（事務）、社会人【就職氷河期世代等】（事務））第三次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>2 令和5年度堺市職員採用試験・選考（任期付職員）第二次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>4 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案の判定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第18回 臨時会 | R5.12.19 | <p>議 案</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第19回 臨時会 | R5.12.26 | <p>議 案</p> <p>1 令和6年度堺市職員採用選考（会計年度任用職員）の実施について</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案の裁決書の更正について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の</p> |

| | | |
|-------------|---------|---|
| | | <p>規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>3 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第20回 定例会 | R6.1.9 | <p>議 決</p> <p>1 堺市人事委員会委員長職務代理者の指定について</p> <p>報 告</p> <p>1 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第21回 定例会 | R6.1.26 | <p>議 案</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（1月）</p> <p>2 堺市職員採用試験・選考実施基準の一部改正について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p> |
| 第22回 定例会 | R6.2.7 | <p>議 案</p> <p>1 令和6年度堺市職員採用試験に係る年間計画の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 令和6年度人事委員会の予算（案）について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第23回 定例会 | R6.2.13 | <p>議 決</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験・選考合格者（最終）の決定について（1月）</p> <p>2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定に基づく採用の承認について</p> <p>3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づく任期の更新の承認について</p> |

| | | |
|-------------|---------|--|
| | | <p>4 条例案に対する意見について</p> <p>5 第1回口頭審理について 令和4年(審)第1号事案</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年(審)第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第24回 定例会 | R6.3.1 | <p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任 選考の実施について</p> <p>2 堺市職員の分限に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>3 不利益処分についての審査請求について 令和5年(審)第1号事案</p> <p>4 第1回口頭審理について 令和4年(審)第1号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の 規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年(審)第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第25回 定例会 | R6.3.8 | <p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任 選考の実施について</p> <p>2 令和6年度堺市職員採用試験・選考の実施について(5月)</p> <p>3 令和6年度堺市職員職種変更試験の実施について(5月)</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年(審)第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第26回 定例会 | R6.3.15 | <p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考 の実施について</p> <p>2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条 第3項の規定に基づく採用の承認について</p> <p>3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条 第3項の規定に基づく任期の更新の承認について</p> |

| | | |
|-------------|---------|---|
| | | <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |
| 第27回 定例会 | R6.3.25 | <p>議 案</p> <p>1 人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 職員からの苦情相談に関する規則第6条の規定に基づく苦情相談の報告について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p> |

第2 事務局

1 組織（令和5年4月1日現在）

事務局（12人）



2 事務分掌（令和5年4月1日現在）

〈調査係〉

- 1 人事委員会の会議に関する事。
- 2 人事に関する統計報告に関する事。
- 3 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関する事。
- 5 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 6 給与等に関する報告及び勧告に関する事。
- 7 給与の支払の監理に関する事。
- 8 分限及び懲戒に関する事（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 9 勤務条件の措置要求に関する事。
- 10 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 11 職員の苦情の処理に関する事。
- 12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- 13 職員の退職管理に係る任命権者からの報告等に関する事。
- 14 管理職員等の範囲に関する事。
- 15 職員団体の登録に関する事。
- 16 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 17 公印の管理に関する事。
- 18 事務局の人事、予算及び決算に関する事。
- 19 事務局の庶務に関する事。

〈任用係〉

- 1 人事記録の管理に関する事。
- 2 競争試験及び選考に関する事。
- 3 条件付採用及び臨時的任用に関する事。
- 4 研修及び勤務成績の評定についての調査研究に関する事。

3 予算

令和6年度予算

単位：千円

| 科目 | | 予算額 |
|--------|-------------|---------|
| 人事委員会費 | | 127,351 |
| | 報酬 | 9,337 |
| | 給料 | 47,122 |
| | 職員手当等 | 40,094 |
| | 旅費 | 1,319 |
| | 需用費 | 2,183 |
| | 役務費 | 7,340 |
| | 委託料 | 10,546 |
| | 使用料及び賃借料 | 6,916 |
| | 負担金、補助及び交付金 | 2,494 |

第3 職員の任用

1 採用

(1) 試験及び選考の実施日程

| 試験区分 | | 受付期間 | 第一次試験日 | 第一次試験合格発表日 | 第二次試験日 | 第三次試験日 | 最終合格発表日 | |
|-----------------------|-----------------|------------------|---------------------------|--------------------------|--|--------------------------|--|-----------|
| 大学 卒 程 度 | 事務 | R5. 4. 3 ～17 | R5. 5. 28 | R5. 6. 6 | R5. 6. 18、 R5. 7. 3～7 R5. 7. 10～12 | R5. 8. 5 ～6 | R5. 8. 18 | |
| | 土木（農学・造園を含む。） | | R5. 5. 13 ～28 | | | R5. 6. 18、 R5. 7. 8～9 | | R5. 7. 26 |
| | 建築 | | | | | | | |
| | 機械 | | | | | | | |
| | 電気 | | | | | | | |
| | 化学 | | R5. 5. 28 | | | | R5. 6. 17、 R5. 6. 18、 R5. 7. 10～12 | |
| | 消防吏員Ⅰ | | | | | | | |
| | 消防吏員Ⅱ | | | | | | | |
| | 消防吏員Ⅲ（航海・機関） | | | | | | | |
| | 消防吏員Ⅳ（航海・機関） | | R5. 5. 28 | | | | R5. 6. 18、 R5. 7. 8～9 | |
| 社会福祉 | | | | | | | | |
| 心理 | | | | | | | | |
| 保健師 | | | | | | | | |
| 保育教諭 | | | | | | | | |
| 薬剤師 | R5. 6. 18 | R5. 6. 28 | | | | | | |
| 獣医師 | | | | | | | | |
| 事務（任期付短時間勤務職員） | R5. 4. 3 ～24 | R5. 5. 20 ～31 | | R5. 6. 18 | R5. 6. 28 | | | |
| 保育教諭（任期付職員） | R5. 4. 3 ～17 | R5. 5. 28 | | R5. 6. 18、 R5. 7. 8～9 | R5. 7. 26 | | | |
| 高 校 卒 程 度 | 事務 | R5. 8. 7 ～21 | | R5. 9. 24 | R5. 10. 4 | R5. 10. 15、 R5. 11. 5 | R5. 11. 22 | |
| | 土木（農学・造園を含む。） | | R5. 10. 15、 R5. 11. 11 | | | | | |

| 試験区分 | | 受付期間 | 第一次試験日 | 第一次試験合格発表日 | 第二次試験日 | 第三次試験日 | 最終合格発表日 | |
|---------------|---------------|-----------------|----------------------------|------------------------------|---------------------------|---|-------------------|------------|
| 高校卒業程度 | 機械 | R5. 8. 7 ~21 | R5. 9. 24 | R5. 10. 4 | R5. 10. 15、 R5. 11. 11 | R5. 10. 14、 R5. 10. 15、 R5. 11. 4~5 | R5. 11. 22 | |
| | 電気 | | | | | | | |
| | 消防吏員 | | | | | | | |
| | 消防吏員（航海・機関） | | | | | | | |
| 司書 | | | | | | | | |
| 学芸員〈考古学〉 | | | | | | | | |
| 精神保健福祉士 | | | | | | | | |
| 歯科衛生士 | | | | | | | | |
| 管理栄養士 | | | | | | | | |
| 障害者対象選考（事務） | | | | | | | | |
| 障害者対象選考（学校事務） | | | | | | | | |
| 学校事務（一般） | | | | | | | | |
| 社会人 | 事務 | | R5. 9. 24 | R5. 9. 9 ~24 | R5. 10. 15、 R5. 11. 4 | R5. 10. 15、 R5. 10. 28~29 | R5. 11. 25 ~26 | R5. 12. 11 |
| | 土木（農学・造園を含む。） | | | | | | | |
| | 建築 | R5. 9. 9 ~24 | R5. 10. 15、 R5. 11. 4~5 | R5. 10. 15、 R5. 11. 11~12 | R5. 11. 25 ~26 | R5. 11. 22 | | |
| | 設備 | | | | | | | |
| 社会人【就職氷河期世代等】 | 事務 | R5. 9. 24 | R5. 9. 9 ~24 | R5. 10. 15、 R5. 11. 4~5 | R5. 10. 15、 R5. 10. 29 | R5. 11. 25 ~26 | R5. 12. 11 | |
| | 土木（農学・造園を含む。） | | | | | | | |
| | 建築 | R5. 9. 24 | R5. 10. 15、 R5. 11. 11 | R5. 10. 15、 R5. 11. 11~12 | R5. 11. 25 ~26 | R5. 11. 22 | | |
| | 設備 | | | | | | | |
| | 社会福祉 | | | | | | | |
| | 心理 | | | | | | | |

| 試験区分 | 受付期間 | 第一次試験日 | 第一次試験合格発表日 | 第二次試験日 | 第三次試験日 | 最終合格発表日 |
|------------------------------|------------------|------------------|------------|------------------------|--------|------------|
| キャリア・リターン (土木(農学・造園を含む。)) | R5. 8. 7 ~21 | | | | | |
| キャリア・リターン(建築) | | | | | | |
| キャリア・リターン(設備) | | | | | | |
| 保育教諭(任期付職員) | R5. 9. 5 ~19 | R5. 10. 15 | R5. 11. 10 | R5. 11. 25~26 | | R5. 12. 11 |
| 事務A(任期付短時間勤務職員) | | R5. 10. 7 ~18 | | | | |
| 事務B(任期付短時間勤務職員) | | | | | | |
| 大学卒程度(土木(農学・造園を含む。)) | R5. 12. 2 ~18 | R6. 1. 14 | R6. 1. 26 | R6. 1. 14、 R6. 2. 3 | | R6. 2. 13 |
| 保育教諭(任期付職員) | | R6. 1. 5 ~14 | | R6. 2. 3 | | |
| 事務(任期付短時間勤務職員) | | | | | | |

(2) 試験及び選考の実施結果

○令和5年5月実施分

(人)

| 試験区分 | 採用予定 人数 | 申込 者数 | 第一次試験 受験者数 | 第一次試験 合格者数 | 第二次試験 受験者数 | 最終 合格者数 | 競争 倍率 | |
|--------------------|-------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|------------|----------|-------|
| 大学 卒 程 度 | 事務(※1) | 77名程度 | 1,146 | 893 | 528 | 256 | 99 | 9.0倍 |
| | 土木 (農学・造園を含む。) | 18名程度 | 63 | 53 | 45 | 16 | 11 | 4.8倍 |
| | 建築 | 5名程度 | 21 | 18 | 12 | 4 | 4 | 4.5倍 |
| | 機械 | 若干名 | 5 | 4 | 3 | 2 | 2 | 2.0倍 |
| | 電気 | 5名程度 | 13 | 12 | 11 | 5 | 3 | 4.0倍 |
| | 化学 | 3名程度 | 24 | 21 | 13 | 6 | 3 | 7.0倍 |
| | 消防吏員Ⅰ | 11名程度 | 249 | 188 | 42 | 32 | 13 | 14.5倍 |
| | 消防吏員Ⅱ | 12名程度 | 109 | 83 | 37 | 26 | 12 | 6.9倍 |
| | 消防吏員Ⅲ (航海・機関) | 若干名 | 8 | 4 | 3 | 3 | 1 | 4.0倍 |
| | 消防吏員Ⅳ (航海・機関) | 若干名 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | 4.0倍 |
| 社会福祉 | 10名程度 | 90 | 69 | 37 | 9 | 5 | 13.8倍 | |
| 心理 | 4名程度 | 50 | 28 | 14 | 7 | 4 | 7.0倍 | |
| 保健師 | 5名程度 | 73 | 62 | 22 | 20 | 6 | 10.3倍 | |
| 保育教諭 | 10名程度 | 141 (※2) | 125 | 83 | 62 | 14 | 8.9倍 | |
| 薬剤師(※3) | 若干名 | 19 | 10 | - | - | 4 | 2.5倍 | |
| 獣医師(※3) | 若干名 | 3 | 1 | - | - | 1 | 1.0倍 | |
| 事務 (任期付短時間勤務職員) | 3名程度 | 9 | 3 | - | - | 2 | 1.5倍 | |

※1 大学卒程度(事務)は第三次試験を実施(第二次試験合格者数:181名、第三次試験受験者数:168名)

※2 保育教諭の申込者数のうち、任期付職員(保育教諭)の併願希望者数は66名

※3 薬剤師、獣医師は第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載。

〈任期付職員〉

(人)

| 試験区分 | 採用予定 人数 | 対象者数 (※4) | 合格者数 |
|-------------|------------|--------------|------|
| 保育教諭(任期付職員) | 25名程度 | 21 | 14 |

※4 保育教諭(任期付職員)は、保育教諭の申込時に併願を希望した申込者(66名)のうち、正規職員の最終合格者等を除いた人が対象

○令和5年9月実施分

(人)

| 試験区分 | | 採用予定 人数 | 申込 者数 | 第一次試験 受験者数 | 第一次試験 合格者数 | 第二次試験 受験者数 | 最終 合格者数 | 競争 倍率 |
|------------------------------|-------------------|------------|----------|---------------|---------------|---------------|------------|----------|
| 高校卒 程度 | 事務 | 9名程度 | 52 | 44 | 31 | 28 | 11 | 4.0倍 |
| | 土木 (農学・造園を含む。) | 若干名 | 5 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1.0倍 |
| | 機械 | 若干名 | 0 | - | - | - | - | - |
| | 電気 | 若干名 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0倍 |
| | 消防吏員 | 11名程度 | 95 | 71 | 37 | 31 | 11 | 6.5倍 |
| | 消防吏員 (航海・機関) | 若干名 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | - |
| 司書 | | 3名程度 | 50 | 38 | 20 | 19 | 3 | 12.7倍 |
| 学芸員〈考古学〉 | | 若干名 | 14 | 9 | 7 | 4 | 0 | - |
| 精神保健福祉士 | | 若干名 | 16 | 9 | 7 | 6 | 2 | 4.5倍 |
| 歯科衛生士 | | 若干名 | 10 | 6 | 5 | 5 | 1 | 6.0倍 |
| 管理栄養士 | | 6名程度 | 81 | 70 | 24 | 16 | 6 | 11.7倍 |
| 障害者対象選考(事務) | | 4名程度 | 56 | 50 | 24 | 21 | 4 | 12.5倍 |
| 障害者対象選考(学校事務) | | 若干名 | 19 | 15 | 8 | 7 | 3 | 5.0倍 |
| 学校事務(一般) | | 8名程度 | 165 | 114 | 26 | 19 | 7 | 16.3倍 |
| 社会人 | 事務(※1) | 35名程度 | 346 | 268 | 136 | 128 | 44 | 6.1倍 |
| | 土木 (農学・造園を含む。) | 7名程度 | 13 | 13 | 12 | 11 | 4 | 3.3倍 |
| | 建築 | 3名程度 | 6 | 6 | 6 | 5 | 3 | 2.0倍 |
| | 設備 | 3名程度 | 4 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2.0倍 |
| 社会人 【就職氷河期世代等】 | 事務(※2) | 7名程度 | 395 | 300 | 55 | 44 | 9 | 33.3倍 |
| | 土木 (農学・造園を含む。) | 3名程度 | 29 | 25 | 17 | 16 | 1 | 25.0倍 |
| | 建築 | 若干名 | 9 | 6 | 6 | 6 | 3 | 2.0倍 |
| | 設備 | 若干名 | 28 | 24 | 18 | 9 | 6 | 4.0倍 |
| | 社会福祉 | 4名程度 | 85 | 69 | 33 | 23 | 8 | 8.6倍 |
| | 心理 | 若干名 | 12 | 12 | 7 | 5 | 1 | 12.0倍 |
| キャリア・リターン (土木(農学・造園を含む。)) | | 若干名 | 0 | - | - | - | - | - |
| キャリア・リターン(建築) | | 若干名 | 0 | - | - | - | - | - |
| キャリア・リターン(設備) | | 若干名 | 0 | - | - | - | - | - |

※1 社会人(事務)は第三次試験を実施(第二次試験合格者数:73名、第三次試験受験者数:71名)

※2 社会人【就職氷河期世代等】(事務)は第三次試験を実施(第二次試験合格者数:24名、第三次試験受験者数:24名)

○令和5年9月追加実施分

(人)

| 試験区分 | 採用予定 人数 | 申込者数 | 第一次試験 受験者数 | 第一次試験 合格者数 | 第二次試験 受験者数 | 最終 合格者数 | 競争 倍率 |
|---------------------|------------|------|---------------|---------------|---------------|------------|----------|
| 保育教諭 (任期付職員) | 20名程度 | 9 | 6 | 6 | 6 | 4 | 1.5倍 |
| 事務A (任期付短時間勤務職員) | 9名程度 | 30 | 29 | 25 | 24 | 12 | 2.4倍 |
| 事務B (任期付短時間勤務職員) | 4名程度 | 8 | 6 | 5 | 3 | 3 | 2.0倍 |

○令和6年1月実施分

(人)

| 試験区分 | 採用予定 人数 | 申込者数 | 第一次試験 受験者数 | 第一次試験 合格者数 | 第二次試験 受験者数 | 最終 合格者数 | 競争 倍率 |
|--------------------------|------------|------|---------------|---------------|---------------|------------|----------|
| 大学卒程度(土木 (農学・造園を含む。)) | 12名程度 | 5 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1.0倍 |
| 保育教諭 (任期付職員) | 15名程度 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1.0倍 |
| 事務 (任期付短時間勤務職員) | 若干名 | 28 | 23 | 11 | 10 | 4 | 5.8倍 |

○その他の採用選考(任命権者に委任しているものを除く。)

| 職務の級 | 人数(人) |
|------|-------|
| 局長級 | 1 |
| 計 | 1 |

2 昇任(任命権者に委任しているものを除く。)

(1) 選考の実施結果

| 職務の級 | 人数(人) |
|------|-------|
| 局長級 | 11 |
| 部長級 | 30 |
| 課長級 | 61 |
| 計 | 102 |

第4 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものと確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

令和5年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 令和5年10月2日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

① 給与等の調査

令和5年4月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施した。民間従業員については、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうち272事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された78事業所を対象に調査を実施した。

(調査完了事業所65事業所、調査完了率^(※)84.4%)

※ 抽出した78事業所から、企業規模又は事業所規模が調査対象外の1事業所を除く77事業所に占める調査完了事業所の割合

② 比較の結果

ア 月例給（本市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

| 民間の給与 (A) | 職員の給与 (B) | 較差 (A-B=C) (C/B×100) |
|-----------|-----------|-------------------------|
| 394,218 円 | 390,293 円 | 3,925 円 (1.01%) |

(注1) 民間従業員・本市職員ともに令和5年度の新規学卒の採用者は含まれていない。本市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は42.0歳、平均勤続年数は16.6年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較）

| 民間支給割合 (A) | 本市支給月数 (B) | 月数差 (A-B) |
|------------|------------|-----------|
| 4.49 月分 | 4.40 月分 | 0.09 月 |

(3) 給与の改定

① 月例給

・近隣の政令指定都市等と比較して大学卒の初任給水準が低く、民間の初任給との間にも差がみられる。さらに、国と同様に若年層職員の離職者数は増加傾向にあり、一方で、経験年数別では10年から20年程度の職員の給与水準が低い状況にあること及び人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置きつつ、経験年数が10年から20年程度の職員にも配慮した給料月額の上昇が適当である。

・行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

[実施時期] 令和5年4月

② 特別給

民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を引上げ（4.40月分 → 4.50月分）

民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分

[実施時期] 令和5年12月

（注）勧告月数は、人事院と同様に、小数第2位を2捨3入・7捨8入し、0.05月単位で決定

③ 初任給調整手当

ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行うことが必要である。

イ 獣医師に対する初任給調整手当については、人材確保の観点から、金額や支給期間について他都市との均衡も考慮したうえで、初任給調整手当の支給対象とする必要があると考える。

[実施時期] ア 令和5年4月

イ 令和6年4月

(4) その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、民間給与等に関する調査を行った。

(5) 職員の人事管理に関する報告

① 職員の能力・組織力の向上

近年の大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、本市を取り巻く環境や市民の価値観も大きく変化する中、複雑化・高度化する行政課題に対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、多様な人材の意欲や能力を引き出し、組織力を最大化させる人材マネジメントに取り組む必要がある。

ア 人材の確保

他都市等の動向も注視しつつ、今年度の試験体系について効果検証を行い、面接試験における面接員のスキル向上に取り組む。また、ICTの活用による業務プロセスの効率化を図るとともに、広報活動においては訴求対象を明確にしながら、オンラインによる採用説明会の強化やSNSの活用など、受験者にとって利便性の高い手法により、本市で働く魅力ややりがいを、効果的かつ積極的に発信し、本市の将来を担う多様で有為な人材を確保する。

イ 人材の育成

多様な人材の能力・適性等を考慮した効果的・戦略的な育成に組織全体で取り組むことが重要であり、外部環境の変化に対応するためのリスクリングを実施するなど、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮し、組織力を向上させる必要がある。また、民間との人事交流など外部の知見を積極的に取り入れることも重要である。管理職員においては、相互理解と信頼関係に基づいた風通しの良い職場風土を醸成し、組織目標を浸透させ、貢献や成長を実感できるような業務推進に取り組むことが求められる。また、職員においては、主体的に自身のキャリアをデザインし、その形成に向けて学習し続けることが重要である。

ウ 人事評価制度の活用

人事評価結果の昇給への活用について、管理職員への試行実施状況を踏まえ、国及び他都市の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、計画的に見直しをされたい。また、評価結果や貢献度等の職員へのフィードバックを通じて、職員の能力や意欲、士気を高め、組織力の向上に結び付けることが重要であり、管理職員の人材マネジメントに係る能力の向上支援も含め、より信頼性と納得性の高い制度となるよう、引き続き検討を重ねられたい。

エ 多様な人材の活躍推進

女性登用を推進するためには、女性一人ひとりのキャリア形成の意欲向上を図るため、ライフイベントとキャリアの両立を支援する取組が重要である。多様なロールモデルを示すとともに、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、育成や徹底した時間外勤務の縮減、フレックスタイム制、テレワーク（在宅勤務）など、効果的な取組を進め、女性の活躍推進に向けた環境整備を図られたい。

また、令和5年度から定年年齢が段階的に引き上げられる高齢期職員においては、これまでの豊富な経験等で培ってきた能力を発揮する業務に従事し、活躍できるよう、面談等を通じて、丁寧に本人の知識・経験等を確認し、個々の適性や能力、事情に応じた多様な働き方が実現される人事配置を行われたい。

さらに、障害のある職員一人ひとりがその能力を発揮できるよう、障害特性に応じた対応や、安心して働ける環境づくり等を通じた職場定着支援への取組が重要である。引き続き、これらについて合理的な配慮をされるとともに、今後も法定雇用率が達成されるよう取り組まれたい。

② 働きやすい職場環境の整備

公務能率の向上、職員の健康確保、柔軟な働き方の推進はもとより人材確保の観点からも、長時間労働の是正を始めとした働きやすい職場の構築は、組織を挙げて取り組む必要がある。

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが一層重要となる。職員一人ひとりの意識改革はもとより所属長によるマネジメントのもと、組織全体として業務の削減・合理化、デジタル技術やAIの活用などDX推進による業務の効率化、人員配置の最適化等の対策を講ずる必要がある。加えて、上限時間を超える時間外勤務を命じた場合においては、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、その結果を踏まえ、時間外勤務縮減に向けた具体的かつ適切な対策に取り組まなければならない。また、教育委員会においては、深刻な教員不足の解消に向け、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた取組に直ちに着手し、勤務環境を一刻も早く改善することが求められる。

イ 柔軟な働き方の推進

国の動向を注視しつつ、テレワーク（在宅勤務）の要件緩和やフレックスタイム制の導入、勤務時間制度の更なる柔軟化、休暇など、個々の事情に応じて自ら選択できる制度の創設等、効果的な取組を積極的に進め、多様で柔軟な働き方の実現に努められたい。

ウ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策が重要課題であることを、組織全体の共通認識とし、関係者が連携して、相談体制や人員配置上の配慮、ハラスメント対策、長時間労働の是正等、メンタルヘルス不調者の予防・早期発見から再発防止までの総合的な対策の基本方針や計画を自主

的に策定するなど、全庁的に推進する体制の構築に取り組みたい。また、心身の健康を守るため、勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用など、職員の健康確保のために配慮を促す仕組みを検討されたい。

エ ハラスメントの防止

質の高い行政サービスを提供するためにも職場におけるハラスメントの防止・排除に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員の就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じられたい。

③ 市民からの信頼の確保

職員においては、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、より高い倫理性が求められていることを再認識し、服務規律の遵守を徹底されたい。任命権者においては、研修等の公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

第5 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は、次のとおりである。

| 意見 申出日 | 条 例 名 | 条 例 の 内 容 | 意 見 |
|----------------|---|--|---|
| 令和5年 12月19日 | ① 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ② 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（ただし、地方公務員法第5条の適用を受ける職員に関する部分） | ① 令和5年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、期末手当、勤勉手当又は初任給調整手当を改定し、及び初任給調整手当の支給対象とする職員の範囲について見直しを行うものであること。 ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、新たに勤勉手当を支給することとし、所要の改正等を行うものであること。 | ①② 本条例案は、適切であると考えます。 |
| 令和6年 2月13日 | ① 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを踏まえ、勤勉手当の支給等に関し会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員を除外する旨を定める部分の削除等を行うこととし、所要の改正を行うものであること。 | ① 本条例案については、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを踏まえ、関係条例の規定について、勤勉手当の支給等に関し会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員を除外する旨を定める部分の削除等を行うものであり、適切であると考えます。なお、人事評価及びそ |

| 意見 申出日 | 条 例 名 | 条 例 の 内 容 | 意 見 |
|-----------|---|---|---|
| | <p>② 堺市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>③ 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（ただし、堺市職員の特務手当に関する条例の一部改正に関する部分）</p> | <p>② 避難所対応等の公務上特に必要があると認められる場合においては、自家用車等による旅行について旅費を支給することとし、所要の改正等を行うものであること。</p> <p>③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであること。</p> | <p>の結果の給与への反映については、今後とも職員の士気の向上が図られ、組織の活性化につながるよう、適正な運用を望みます。</p> <p>②③ 本条例案は、適切であると考えます。</p> |

第6 公平審査等

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものである。令和5年度の、措置の要求の状況は次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

○係属事案の状況（件）

| 区分 | 係属件数 | | | 処理件数 | | | | | | | 翌年度への繰越 (a)-(b) | |
|------|-----------|--------|----------|------|-----|-----|------|--------------|--------------|----------|--------------------|---|
| | 前年度からの繰越し | 当年度の申請 | 計 (a) | 却下 | 取下げ | 打切り | 請求否認 | 請求容認 (一部) | 請求容認 (全部) | 計 (b) | | |
| 執務環境 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 転任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2 不利益処分に関する審査請求の状況（平成27年度以前からの繰越し分は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものである。令和5年度の状況は、次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第49条から第51条の2まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申し立てについては旧法を適用））

○係属事案の状況（件）

| 区分 | 係属件数 | | | 処理件数 | | | | | | | 翌年度への繰越 (a)-(b) | |
|----|-----------|----|---|------|-----|-----|--------------|----|----|---|--------------------|---|
| | 前年度からの繰越し | 新規 | 計 | 却下 | 取下げ | 打切り | 棄却 (処分承認) | 修正 | 取消 | 計 | | |
| 分限 | 降給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 係属件数 | | | 処理件数 | | | | | | | 翌年度への繰越 (a)-(b) | |
|-----|-----------|----|---|------|-----|-----|--------------|----|----|---|--------------------|---|
| | 前年度からの繰越し | 新規 | 計 | 却下 | 取下げ | 打切り | 棄却 (処分承認) | 修正 | 取消 | 計 | | |
| 懲戒 | 戒告 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 減給 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 停職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 転任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | |

○口頭審理等審査状況(回)

| | 準備手続 | 口頭審理 |
|------|------|------|
| 実施回数 | 1 | 1 |

(注)1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものである。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議である。

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、職員からの任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出や相談の処理を行う。

令和4年度における相談件数は、次のとおりである。

| | 任用 | 給与 | 勤務条件等 | 福利厚生 | 公平審査 | セクハラ・ パワハラ・ いじめ | その他 | 合計 |
|----|----|----|-------|------|------|-----------------------|-----|----|
| 相談 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 処理 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |

第7 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和5年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

| 団 体 名 | 変更登録年月日 | 変 更 内 容 |
|----------------|------------|---------|
| 堺市教職員組合 | 令和5年6月16日 | 役員名簿の変更 |
| 日教組堺教職員組合 | 令和5年6月16日 | 役員名簿の変更 |
| 堺市職員組合 | 令和5年9月12日 | 役員名簿の変更 |
| 堺市市民職員組合 | 令和5年9月12日 | 役員名簿の変更 |
| 堺市保育所職員組合 | 令和5年9月12日 | 役員名簿の変更 |
| 育友会職員組合 | 令和5年10月18日 | 役員名簿の変更 |
| 堺市福祉事務所非常勤職員組合 | 令和5年12月22日 | 役員名簿の変更 |
| 自治労堺市職員労働組合 | 令和6年1月4日 | 役員名簿の変更 |

第8 労働基準監督機関としての職権行使等

労働者の労働条件を保護するため、労働基準法及び労働安全衛生法において、労働基準監督機関が職権を行使することとされ、通常、都道府県労働局等がこれにあっている。

一方、地方公共団体の職員に関しては、地方公務員法による特例が適用され、労働基準法別表第一第11号及び第12号に掲げる事業、並びに同表の各号に該当しない事業に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が労働基準監督機関としての職権を行使することとされ、本委員会では委員長の職にある委員にこの権限を委任している。

1 労働基準法の号別区分

本委員会では、本市の事業又は事務所が労働基準法別表第一各号のいずれに該当するかを、大阪労働局と協議して決定している。この決定に基づく区分は、以下のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

| 所管 | 号別 | 部 局 | 事 業 又 は 事 務 所 の 名 称 |
|----------------|------|-----------------------------|---|
| 大阪労働局・労働基準監督署 | 一号 | 上下水道局 | 上下水道局本庁、水運用管理課、三宝水再生センター |
| | 五号 | 産業振興局 | 港湾事務所 |
| | 八号 | 産業振興局 | 青果地方卸売市場 |
| | | 建設局 | 泉ヶ丘公園事務所分室（霊園・霊堂） |
| | 十三号 | 総務局 | 職員健康管理室 |
| | | 健康福祉局 | 健康医療政策課、健康推進課、精神保健課、こころの健康センター、保健医療課、感染症対策課、食品衛生課、動物指導センター、環境業務課、生活衛生センター、衛生研究所 |
| | | 子ども青少年局 | 子ども相談所一時保護所 |
| | | 区役所 | 保健センター(7) |
| | 十五号 | 環境局 | クリーンセンター（管理課、東工場、浄化ステーション、環境事業所） |
| | | 健康福祉局 | 斎場 |
| 人事委員会の委任を受けた委員 | 十二号 | 市民人権局 | 公民館（6） |
| | | 文化観光局 | 堺市博物館 |
| | | 子ども青少年局 | こども園(16) |
| | | 教育委員会 | 教育センター、美原こども館、中央図書館総務課、図書館(6)、幼稚園(4)、小学校(92)、中学校（夜間学級を含む。）(43)、高等学校(2)、支援学校(3) |
| | 別表第一 | 市長事務部局 教育委員会、行政委員会、議会事務局 | 本庁（堺区を含む、号別を別途指定しているものを除く。） |
| | | 市長公室 | 東京事務所 |

| | | | |
|--|--|---------|--|
| 単 純 労 務 職 員 を 除 く 。 | 各 号 に 該 当 し な い も の | 総務局 | 総務サービス課 |
| | | 財政局 | 市税事務所 |
| | | 市民人権局 | 消費生活センター |
| | | 健康福祉局 | 障害者更生相談所 |
| | | 子ども青少年局 | 子ども相談所（一時保護所を除く。） |
| | | 建設局 | 地域整備事務所(3)、公園事務所(4)、自転車対策事務所 |
| | | 区役所 | 区役所（堺区及び号別を別途指定しているものを除く。）(6)、市民センター(2) |
| | | 消防局 | 消防本部、救急ワークステーション、総合防災センター、消防署(10)、出張所(9) |

※ 人事委員会の委任を受けた委員が所管する事業又は事務所の単純労務職員については、大阪労働局・労働基準監督署が職権を行使する。

※ 表中の()内の数字は、該当する事業又は事務所の数

※ この表に記載がない事業又は事務所は、本市の機構上の上位組織等に含まれる。

2 職権行使状況

令和5年度に、本委員会が労働基準監督機関として職権を行使した事項は、以下のとおりである。

| 事 項 | 件 数 | 関係法令 |
|---------------------------------|-----|---|
| 安全衛生管理者等選任報告の受理 | 37 | 労働安全衛生法第12条 労働安全衛生法施行令第4条 労働安全衛生規則第7条 等 |
| 特定機械等の各種報告の受理 | 2 | 労働安全衛生法第41条 ゴンドラ安全規則第27条 労働安全衛生規則第86条 |
| 断続的な宿直又は日直勤務許可 | 0 | 労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条 |
| 解雇予告除外認定 | 4 | 労働基準法第19、20条 労働基準法施行規則第7条 |
| 労働者死傷病報告の受理 | 24 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 |
| 時間外労働・休日労働に関する 協定届の受理 | 171 | 労働基準法第36条 労働基準法施行規則第16、17、 18条 |
| 定期健康診断等結果報告書の受理 | 5 | 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条 労働安全衛生規則第44条 等 |
| 心理的な負担の程度を把握するた めの検査結果等報告の受理 | 3 | 労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9 等 |

第9 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

令和5年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則等は、次のとおりである。

| 番 号 | 公 布 年 月 日 施 行 年 月 日 | 名 称 | 制定改廃 |
|---------|------------------------|--|------|
| 令和5年第7号 | 令和5年4月14日 令和5年4月1日 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 一部改正 |
| 令和5年第8号 | 令和5年4月18日 令和5年4月1日 | 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則 | 一部改正 |
| 令和6年第1号 | 令和6年3月15日 令和6年4月1日 | 堺市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 一部改正 |
| 令和6年第2号 | 令和6年3月29日 令和6年4月1日 | 堺市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 | 一部改正 |